

いじめ事案発生時の初動対応及び連携体制

奄美市立佐仁小学校

	初動対応及び連携体制のフローチャート	留意点
早期発見策	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【対児童】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の対話 ・日記指導 ・学校楽しい〜と</li> <li>・学期1回の教育相談 ・いじめアンケート等</li> </ul> <p><b>【対保護者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の情報交換(連絡帳, 電話等)</li> <li>・教育相談, 家庭訪問</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;"><b>いじめの認知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>いじめの重大事態に認定</b></p> <p>【事実関係把握及び指導終了後、その日の放課後に家庭訪問または保護者召喚】</p> <p style="text-align: center;">担任・生徒指導主任・管理職</p> <p>事実関係及び学校の方針の説明 → 加害児童の保護者</p> <p>事実関係及び今後の対応説明と謝罪 → 被害児童の保護者</p>	<p><b>留意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじめはどの児童にも起こり得る」との認識をもち、全職員による日常的な観察により、児童の小さな変化を見逃さないようにする。</li> <li>○ 気になった事柄は、全教職員で共有する</li> <li>○ 所属感や自己肯定感を高める指導に努めることで児童との信頼関係を構築する。</li> <li>○ 保護者との連携に努め、信頼関係を構築する。</li> <li>○ 担任は、直ちに生徒指導主任と管理職に相談する(第1報)。</li> <li>○ 相談を受けた管理職は、役割を明確にして事実確認の指示を出す。事実確認の役割分担は、当該児童との信頼関係を考慮して指示する。</li> <li>○ 加害児童や周囲の児童に対する事実確認は、個別かつ同時に行う。また、確かな情報を具体的に収集・記録する(5W1Hを明確に)。先入観で決めつけたり、一方的な情報を鵜呑みにしたりすることがないように留意する。</li> <li>○ 被害児童に対する事実確認に当たっては、教職員が必ず被害児童の安全を守ることを伝え、真実を語るができるように支援する。また、被害児童の思いに寄り添いながら傾聴し、本人の要望まで聞き取るようにする。</li> <li>○ 事実確認によって収集した情報は、速やかに管理職に報告する。管理職は、情報を整理し、外部機関(相談員、SC、SSW等)との連携を図るとともに、「緊急生徒指導連絡会(いじめ防止対策会議)」を招集する。</li> <li>○ 「緊急生徒指導連絡会(いじめ防止対策会議)」では、次のことについて全教職員の共通理解を図る。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実の共有</li> <li>・ いじめの認定及び重大事態に当たるかの判断</li> <li>・ 事実に対する学校としての対応(児童、保護者、外部機関)と役割分担の共通理解</li> </ul> </li> <li>※ いじめの重大事態に当たると判断した場合は、管理職は市教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。</li> <li>○ 加害児童や周囲の児童に対する指導では、いじめを受けている児童の辛さを十分に理解させる。また、断罪するだけでなく、今後の自分自身の在り方を深く考えさせるよう留意する。</li> <li>○ 被害児童の心のケアには全職員で関わる(見守る、積極的に声を掛ける等)。</li> <li>○ 加害・被害児童の保護者への第一報は、必ずいじめを認知した日に行う。なお、認知した日に事実関係を明らかにできなかった場合は、確実な事柄のみを伝え、不明確な事柄は、明確になり次第説明することを約束する。</li> <li>○ 「緊急生徒指導連絡会(いじめ防止対策会議)」で、いじめと認定した事案についての保護者への説明は、家庭訪問または保護者召喚にて行う。担任に生徒指導主任と管理職が帯同し、理解と協力が得られるように丁寧な説明を行う。特に、被害児童の保護者には管理職が謝罪し、その上で、再発防止策を具体的に伝える。</li> </ul>